

問題④: 毎年2月11日と13日には民俗芸能として国の重要無形民俗文化財に指定されている行事が区内で行われます。それは何という行事で、どこで行われるでしょうか？

答え④: 「田遊び」です。徳丸の北野神社と赤塚の諏訪神社で行われます。

徳丸北野神社の田遊びは2月11日に、赤塚諏訪神社の田遊びは13日に行われます。田遊びは、稲魂を呼び起こし、稲作の様子を模倣しながら、豊穣を願う予祝神事(行事)です。田遊びは「春田打ち」・「御田」などとも称されて、日本各地で行われてきました。その中でも徳丸と赤塚の田遊びは、完全に近い形で今に伝承されている稀有な事例で、昭和51年(1976)に国の重要無形民俗文化財に指定されています。国の重要無形民俗文化財は昭和50年(1975)に指定基準が定められ、翌年から指定が始められましたから、徳丸と赤塚の田遊びは最も早く指定された民俗文化のひとつということになります。

徳丸北野神社の田遊びは、同社に伝わる縁起『武蔵国豊嶋郡徳丸郷天神宮紀』によれば、長徳元年(995年)に京都の北野天満宮から分霊・勧請して天満宮を建てたときに始まったとされています。赤塚諏訪神社の田遊びはいつから始まったか不明ですが、すでに江戸時代には古川古松軒の『四神地名録』に古風な祭礼と評されています。

田遊びに関しては以下のような資料があります。いずれも公文書館でご覧いただけます。

(1) 写真: 田遊びの様子が記録されています。掲載したのはいずれも昭和40年の田遊びの様子です。【写真1】【写真2】

(2) 「板橋区民ニュース」: 第3号(昭和54年3月号)・第214号(平成8年12月号)に赤塚諏訪神社の田遊びが、第15号(昭和55年3月号)・第171号(平成5年3月号)・第227号(平成10年3月号)に徳丸北野神社の田遊びが記録されています。

(3) 「ふるさと文化伝承事業 紅梅小学校「田遊び」の実施結果について」(公文書 事案番号19板教生第284号の2): ふるさと文化伝承事業の一環として、平成19年(2007)12月に紅梅小学校の児童に田遊びについて学び、体験してもらいました。【写真3】

(4) 『東京都民俗芸能誌』上巻: 民俗芸能史研究の第一人者である本田安次による田遊びの記録です。櫻井徳太郎文庫には、他にも板橋や全国の田遊びについて論じた図書が所蔵されています。【写真4】

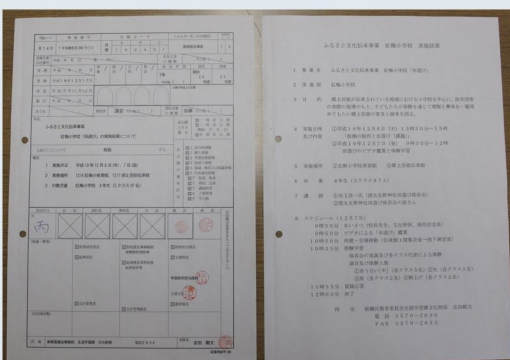
(5) 『いたばしの田遊び』(板橋区教育委員会事務局生涯学習課編・文化財シリーズ第94集): 田遊びは文化財シリーズ第11集・第65集で取り上げられてきましたが、平成27年1月に新しい論考などを掲載した第94集が刊行されました。文化財シリーズ第11集・第65集や郷土資料館による特別展の図録『田遊び 農耕文化と芸能の世界』なども所蔵しています。



【写真1】徳丸北野神社・昭和四〇年



【写真2】赤塚諏訪神社・昭和四〇年



【写真3】ふるさと文化伝承事業



【写真4】『東京都民俗芸能誌』上巻